

第6回宇城市子ども・子育て会議事録

1. 開催日時 平成26年12月12日（火）15:00～16:50

2. 会 場 宇城市役所 2階 庁議室

3. 出席委員 9名（敬称略）

出川委員長 中島副委員長 島村委員 中野委員 藤田委員 福田委員
飽本委員 岡田委員 外村委員

欠席委員 6名（敬称略）

白井委員 木脇委員 入江委員 篠崎委員 吉田委員 梶本委員

4. 傍聴者 なし

5. 会議次第

（1）会長あいさつ

（2）議事

①第5回会議の議事録について

事務局より資料に基づき説明

②宇城市次世代育成支援後期行動計画概略及び進捗状況について

事務局より資料に基づき説明

○会 長：くわしい進捗状況についての説明は省いて構いません。次世代の計画は次世代育成支援対策推進法に基づいてできました。では本市の次世代育成支援後期行動計画の基本的視点や目標の説明をお願いします。

③子ども・子育て支援事業計画策定に係る基本的方向性について

事務局より資料に基づき説明

○会 長：資料P1基本理念「人、自然、文化きらめく未来都市：うき」は、次世代育成支援行動計画の中の理念としてうたわれていたものです。変更例として「みんなで育てよう健やか宇城っ子！子育ての喜びが実感できるまち：うき」が事務局から提案されました。今までは、市全体の理念をそのまま子ども・子育てにも掲げられていましたが、それを子ども・子育てとわかるような形に変更したらどうか

と事務局からあげられました。

- 委員：分かりやすく変えるのは大切だと思いますが、例を見ると親視点、社会視点になっています。子と親のお互いの視点で、例えば、「子どもも親も社会も互いに育ち合う、宇城市」という方が、より視点のメッセージは伝わると思います。
- 委員：理念なので大きいものなのでしょうが、漠然としています。「健やか」「子育ての喜び」がどういうことなのか実感できるように、分かりやすくフィットする言い方にしてほしいと思います。
- 会長：この変更例の理念でも抽象的な印象だということですね。
- 委員：子育ての喜びと書かれていますが、子育ては喜びばかりではなく、大変なこともある中で、喜びだけ実感できても親としてどうなのかと思います。悲しいことを乗り越えたときにもうれしさや幸せを実感できるので、「子育てをしやすい」や「幸せ」な方が共感できます。
- 会長：何かフレーズがあるといいですね。抽象的でなく具体的なものなど。
- 副会長：これを今日決めるのですか。何回かの内に決めるのではないのですか。分かりやすいように他の町村の参考例を示してもらいたいけれど、すぐに提案するのは難しいです。
- 委員：視点とか基本目標は語句で表すのは非常に難しい。一般市民に理解してもらい地域全体で喜び合える子ども・子育て地域づくりを目指すなら、分かりやすく、単純で、短くということが大切ではないかと思います。深く考えてもいいですが、視点と基本目標の整合性から、単純に、このくらいの文章でいいと思います。
- 副会長：～ingを入れたらどうでしょう。～ing：うき。
- 会長：現在進行形という意味ですね。
- 委員：「みんなで育てよう健やか宇城っこ」を取っ払って、「育ち」、「育ち合い」の両立ができることが「実感できるまち：うき」でよいのではないかと思います。
- 委員：皆さんの言われる意見に賛成です。
- 委員：本当に難しいと思います。ごく簡単なことでも分からない親がいる中で、こういう書き方で分かるのか、しかし、くだけすぎてもどうかと思い悩みます。
- 会長：育ち合い、育てやすい、幸せを実感できる、～ing、単純な言葉で、など意見がでました。市の基本理念の「きらめく」もあってもいいのかとも思います。他に何か思いつかれたら、提案いただきたいと思います。
- 事務局：委員さんに1つずつ出してほしいのですが。
- 委員：子育て世代向けですか。年代的にはどこがターゲットなのですか。
- 会長：子ども・子育てなので子育て世代、子ども自身も自分たちの計画とわかるように子ども向けにもしたいと思います。
- 委員：子どもが独立したおじいちゃんおばあちゃん世代や独身者も無関係ではないということが、理念には入っていないということですね。
- 会長：地域全体ですね。理想としては宇城の子どもはこういうふうに育てていきたい、

宇城の子どもはこうであってほしいという目的があつての事業計画です。

○事務局：ちなみに、宇土市の基本理念は「宇土っ子の豊かな心と元気な体を育む」となっています。

○会長：各委員1つは、ご提案をお願いします。

次に計画の基本理念を実現するために4つの視点を設定しています。この④「次代の親の視点」の説明をお願いします。

○事務局：子どもは親の背中を見て育つため、優しさに包まれて育った子どもは、自分の子どもにも優しくできるようになります。そこで、子どもたちがいろいろな人に出会い、豊かな自然環境にふれあいながら、優しくたくましい大人に育つことができるよう、次代の親を育てていく視点にたっています

○会長：次代の親の視点は、子どもも親になるから経験豊かにしたいということですね。ここに若者は対象に入らないのか、次代の親の視点の対象者は誰なのか。

○事務局：中高生ですね。思春期の、結局は子どもたちです。

○委員：①「子どもの視点」の子どもは小学生ですか。

○事務局：メインは、小学生です。

○委員：ということは、若者や18歳以上の未婚者は③「地域社会の視点」に入ることですね。

○事務局：そうなります。

○委員：「視点」というと他人行儀になるので、「目線」とするとより身近に感じます。④「次代の親の目線・視点」とすると、イメージするのは高校生以上から大学生・未婚などがここに入り、もしくは結婚していてもこれから子どもを作ろうとする人まで入り、中高生より広く取れるかなと思います。また、「行政の視点」は入れなくていいのですか。計画を受けて行政が作るものではあるのですが、行政として何が支援できるのか、サポートが必要な部分が何かということから、その視点もいるのではないかと思うのですが。

○会長：視点があつて、行政も事業をつくりますので、独立した形での行政の視点はないかと思います。子育て家庭の視点というのは、子育て家庭に向けたことを何かをするというように。

○委員：行政が、子どもの視点に立って考えた計画ということですね。

○会長：基本目標や基本方針に入っていないものは、事業で展開されませんから。行政の視点はどういうものかイメージがつかないのですが。どういう意味ですか。

○委員：行政がこの視点に立って、考えて具体的に計画ができていきます。それを組み込んでいくときに、ここは家庭で頑張る、ここは地域社会で頑張る、となったときに、特にここをサポートしますと、メッセージとしてあげる必要はないのかということですか。

○事務局：元々行動計画ですので、家庭ができること、地域ができること、行政ができることのそれぞれができること、という作りになっています。P2の体系図でいえば、基本視点が基本理念に対応していて、その右側に行政がする事業がぶら下がってくるようになります。

○委員：これを受けて行政は何ができるかが、その下に入ってくるから、ここにはできないということですね。

○事務局：そうです。

○委員：行政の視点は分かりました。次世代の親の対象は、高校生くらいからですね。

○会長：先ほども、若い人はどこに入るのか、地域社会に入るのかと問われていたが。

○委員：受ける印象が違うということは、定義づけが必要ということになりませんか。宇城市が考える次代の親の定義づけが必要だと思います。

○委員：そうしないと0歳も次代の親になれますね。

○委員：話がそれるかもしれませんが、各地区で幼保小中連携の会議はありますか。その中で、こういう話をしませんか。不知火校区での話し合いで、こういう話をしました。中学校の養護の先生は、卒業後2年くらいたてば親になるかもしれないという視点で話をされます。そういうふうに考えたとき次代の親の視点と重なっていると感じます。

○会長：今度の事業計画の中には、④「次代の親の視点」をあらためて入れなくてはならないのですか。

○事務局：入れなくてもいいです。

○事務局：中高生くらいの、親になることを意識した支援というようなこと、小さい子どもも親になるということ。

○事務局：次代の親作りという視点で、中高生の思春期の世代を上げていますが、その他の未成年の若者たちを入れてもいいのかなと思います。

○会長：それでしたら子どもの視点の中に入れてもいいですね。少し整理してもいいか

もしれないですね。④は一応子どもへの支援ということですが、二十歳前後まで対象ですが、独立してつくっておきますか、それとも①「子どもの視点」に吸収させますか。あるいは取り組みとしては、地域社会の取り組みの中に次世代の親作りとして入れることもできますが、対象は子どもになりますね。

○委員：「次代の親の視点」も大事だと思います。親の心づもりをこの子たちに社会が教えて育てることは大切ですので、次代の親の視点はあった方がよいと思います。

○委員：年齢にとらわれずに、次代の親育てに関わることをここに持ってくるという感覚の方がいいかもしれません。例えば、中高生では正しい性教育になり、社会人になれば安定した収入など親になるための基盤づくりになり、出産前であれば結婚から出産の部分など、次代の親として世代を区切らずにここに持ってくる考えた方がいいと思います。

○会長：今まで対象が中高生だったのを、若者に対する支援も入れるというように対象を広げるイメージで④を残すことでよろしいですね。次にP 1基本目標について意見はありませんか。

③地域全体は、地域社会とか住んでいる地区だけのようで、企業などもイメージできる言葉の方がよいと思います。

○委員：地域というと区をイメージします。それならば、「地域・企業」とか、「まち全体（具体例）」とするようにしてもいいと思います。理念より具体的にしたいと思います。また、①は成長するまちづくりではなく「成長できるまちづくり」の方がいいと思います。

○会長：①の「のびやかでたくましく」のキーワードはいかがですか。

○委員：のびやかでたくましく成長できない子どもが増えています。

○会長：①子どもがのびやかにたくましく成長できるまちづくり。②は「安心とゆとり」がキーワードですね。先ほど子育ては楽しみだけではないと意見がでましたが、いかがですか。

○委員：それも大事ですが、子どもを持って一番心配なのが、安全に外に出して遊ばせてあげられないことです。「安全」がとても大事だと思います。「子育てを楽しめる」というとハードルが上がる気がして、子育ての仕方は人それぞれなので、楽しいからいいものではないです。

○委員：「子育てできる」くらいにした方がいいですね。

○委員：安全、安心、楽しめる、でいいと思います。

- 委員：「する」というのは自ら進んでする、「できる」はサポートがあってできる、というように使われています。施策・事業内容に適するのはどちらか今考えていました。施策とマッチするのであれば、お互い支え合うという観点からすれば「できる」の方がいいと思います。
- 委員：②は「できる」の方がよいと思います。④「心身ともに健全な次代の親」については、この世代の人たちと会って感じるのは、夢を見られないということなので、この世代の人たちが夢を追えるような文言が入ればよいと思います。30～50代の方は、あふれるばかりに夢を語るのも、時代ギャップを感じます。次代の親にも夢をもってもらいたい。
- 委員：もう少し具体的な方がいいのかと、またもっと宇城独自の表現がいいのではないかと思います。どこのものも同じような書き方ですね。
- 委員：先ほど意見のあったingを使って、「宇城ing」はどうですか。ふざけた感じですか。
- 会長：いえ、新しい感じもいいですね。「宇城っ子」というのもいいですね。
- 委員：③の地域全体を「まちぐるみ」が使えると思います。まちぐるみだと、企業も駅もぜんぶというイメージがあります。
- 会長：宇城市は市ですが、まちで大丈夫ですか。
- 委員：合併しているので、違和感はないと思います。
- 委員：これは4つである必要はありますか。先ほどの夢を見られないという話ですが、大きく言えば国や県、郷土に対する愛着心や誇りが弱くなって、自信・肯定感が持てないので自然に夢も小さくなっているのではないかと思います。私の世代から上は郷土愛があり、地元大好きな人は自分も好きです。目標として「宇城大好き」、「地元大好き」、「郷土愛」、「誇りを持ったまちづくり」などを入れてもいいのではないかと、そこから発生して大きくなるのではないかと思います。
- 会長：③はまちぐるみで子育てを支えるまちづくり、ですか。
- 委員：上の視点とリンクしているのではないですか。⑤は大丈夫ですか。
- 会長：私は大丈夫と思いますが、事務局どうですか。
- 事務局：視点とリンクしています。
- 委員：④次代の親の目標を2本立てにするのはどうですか。
- 会長：基本目標④「心身ともに健全な」は、いかがですか。

- 委員：ピンとこないですね。
- 委員：精神障害者手帳を持っている人もいます。
- 会長：多様なものもOKで、みんなで支えますという社会づくりが必要と言われていきます。健全ということばは、目標としてはなんとなく違和感があるかもしれません。
- 委員：それこそ「将来に夢を持った次代を育むまちづくり」がいいのではないですか。健全な気持ちがあれば夢が育つと先ほど言われていましたね。
- 委員：今いる人たちが次代の親にどうあってほしいかが、ここに来るのではないかと思います。私なら「責任を持って子育てできる」になります。具体的には子どもを捨てないなど。
- 会長：「夢を持って地元を愛する次代の親」としますか。都会に出て地元に戻らないということも課題ではあります。基本目標④に「地元」「夢を持つ」を入れる形がいいですか。まだ決定ではなく、意見があれば事務局に提出していただき、次の会議の中で最終的判断になると思います。
- 会長：P2基本方針が各基本目標のあとに分けて出されています。この文言でよいのか、この方針でよいのかどうか検討したいので、目標の分け方を説明して下さい。この方針でいいのかどうかみていくため、子ども福祉課がやっている事業を説明してもらえますか。
- 事務局：分けた理由ですか。
- 会長：P4に基本方針の右に具体的な施策があり、その右に主要事業があります。子ども福祉課がやっている事業の主なものでいいので説明してもらえますか。
基本方針はこれでいいのか、足りない部分があれば付け加える、要らないものは取る、また文言はこれでいいのか見て下さい。
- 委員：1～6の方針は、重点的な順番になっていますか。
- 事務局：いいえ違います。関連ページがずれているので訂正をお願いします。P2の次はP4になっています。
- 会長：主な取り組みが挙げられているのですね。全部が載っているわけではないです。重点施策以外のものもつくられるといいと思いますが、予算が決まっているので難しいので、今走っている事業をクローズアップして広報していくことを重点施策としていくことも可能です。
- 委員：①成長するまちづくりの方針として、のびやかでたくましく成長すると考える場合、一番に来るのは子どもの権利をいかに守るか、虐待や成長の保障が何より

で、そこが前に来ると思います。また子どもが学校で楽しく学ぶためとありますが、学校と限定せずに家庭での保育も含めていいし、また小学校と幼稚園の連携もこの中にあるので、小学校と限定しない方がよいと思います。

○会 長：今言われたように、子どもの権利保障が基盤になるので、一番に来ますね。P6の「5.子どもの人権を守るために」は、大切に今虐待の話をされましたが、ここでは、一般的な子どもの権利保障になります。

○委 員：地域全体の中で企業も一員であるとなりを力を入れるために、企業指導・企業連携が載っていた方がより明確化されると思います。方針の中の地域には企業を抜いたものにしか見えてこないのです。実際には、商業施設で一時預かりや授乳スペースを設けたり、子育て支援マップをされているところがあるので、市としてもそういう企業に目を向けていると示すことができます。

○会 長：P10の3と4もありますが、企業にも進めるということですね。

○委 員：明確に企業や職場という言葉を出した方がイメージしやすいので、強く前に出した方がよいと思います。企業が子育てに理解ある、育休産休の周知啓発等を入れていくなど、企業という文字を入れていくと企業も当事者として意識が出てくるのではないのでしょうか。

○会 長：③3. 子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために、とありますが、両立だけが子育てしやすいとは限らなくて、先ほどもあった商業施設に子どもを連れて行きやすい環境も含まれ、企業自ら子育てを応援していることを市が応援していることなど。例えばそういう店にはシールを貼るなどしてはどうでしょう。

○委 員：熊本子育て応援の店企業推進事業はそうですね。

○会 長：ここで足りないものを考えていただきたいと思います。それも事務局に日程の期日を知らせてもらいます。いろいろな方にお話を伺う時間がありますか。皆さんが聞きたいことなどありませんか。

○児童福祉センター・桑村：18歳未満の子どものいる家庭のすべての相談に応じています。家庭児童相談員2名、保育士資格を持つ子育て支援コーディネーター2名、行政職員2名の6人体制です。主な事業は、子ども相談室、家庭児童相談です。家庭児童相談員は、大体小中高年生、ときに小さい子どもの相談を受けますが、未就園児の相談は、子育て支援コーディネーターが受けることが多いです。相談事業に加えて、子どもの命を守るネットワークづくりで幼保児童対策地域協議会の啓発に力を入れて、保育園・幼稚園全園にチラシを配布しています。また、保護者支援として、育てにくさを感じている保護者に声かけをし、親子遊びの教室や親育ちのNPプログラム講座の開催したり、養育支援家庭訪問をして、出産後支援者のいない方

にホームヘルパーの派遣や子育て支援コーディネーターが訪問・支援するなどして、虐待を未然に防ぐことが一番の役目と思って活動しています。

○会 長：子ども自身から電話をして相談ということはあるのですか。

○桑 村：あります。学校に行けない子どもに約束の時間に電話するとワンコールで取る状況もあります。中学を卒業した子どもは守られない状態で、自分で選択しなくてはならないので、子どもに相談機関があることを認知してほしくて、今年度は学校に夏休み子ども相談室のチラシを配布しました。相談自体はなかったのですが、子どもの頭の片隅にでも入ってくれていたらいいかなと思っています。

○会 長：宇城市は相談事業が充実していると思います。

○教育総務課・松本：学校教育課が24年度から名前がかわりました。内容は学校教育を行っている課で、特に特別支援教育について総合推進事業の点から行っています。幼稚園・小・中学校が連携して、悩み等の相談をすることを行っています。平成23年4月から「よかこファイル」の運用を開始しています。これは、病院等で何回も発達障がいの説明をするのが大変だという保護者の悩みから作られました。いろいろなところに子どもの状況を伝えられたファイルを作成しています。教育相談課のホームページ上にあり、ダウンロードすることができます。

○健康づくり推進課・中岡：母子手帳交付や妊娠中に赤ちゃんが健やかに育つための手立てや生まれた赤ちゃんが元気に育つための健診などの支援をしています。これは母子健康法に謳われているものです。16・7歳で母子手帳をもらいに来る場合、産むだけでなく、子育ての支援が必要であり、同じことを繰り返すことがないように手立てと低体重児にならにようにする手立てなどを行っています。

○会 長：母子支援の部分を含め、最初に支援を始めることは重要なことだと思います。たくさんの課がありますので、目標を修正したので、方針はこれでいいのか、事業の確認をしてもらい、こんなものもあつたらいいのではないかなど事務局に連絡してもらいたいと思います。期日を決めて皆さんの提案をお待ちしています。次回その提案を基に計画に反映させたいと思います。

④その他

- 保育短時間認定に係る保育時間について
事務局より資料に基づき説明

○委 員：前回の会議では、1年間の判定で、あとは是々非々ということでしたが、勤務時間が長時間から短時間になった場合とその反対の場合も、原則1年間は動かないということによろしいですか。常勤からパートに、パートから正社員になった場合

です。

○事務局：本人が申請されれば、認定を変えます。その際は変更届を出して下さい。

○委員：正規で働いていたが、パートになった場合は届け出を出さないといけないのですか。出さないとペナルティがありますか。

○事務局：基本的に出していただきます。ペナルティの有無は調べます。

○委員：保育料が違ってきますね。

■保育料について

事務局より資料に基づき説明

○委員：短時間保育の方の時間外保育の保育料については、まだ指針はないのですが、保連の方に市の公立の基準を示して、金額に大きな差が出ないように指導ないし提示をした方がよいのではないのですか。または保育園がお互いに情報交換をして、金額に差が出ないようにと、いわれるだけでもした方がよいのではないのですか。差が大きいと混乱が年度初めにあると思います。

○事務局：そのような要望がありましたので、協議中です。

○委員：認定変更にかかる月数は、どれくらいでしょう。来月から1号から2号に変更したいとき、どれくらいかかりますか。例えば、1月31日に届出られて、2月1日でもよいのですか。

○事務局：認定の時間はかかりません。同じ認定こども園の中で移動するのであれば大丈夫です。新たに違う園に入るのであれば、かわる予定の前月20日までです。

■保育経費負担表について

事務局より説明

○委員：第3子以降無料化も視野に入っているのですか。

○事務局：まだわかりません。

○会長：子どもの中で、保育園に通っている割合はどれくらいですか。

○事務局：3分の2です。約3,000人中2,000人です。

○会長：いつまでに提案をしたらよいか説明をお願いします。

○事務局：基本理念の欄や視点等の書き方を示した通知文書を送ります。そちらに提出期限も示しますので、送付をお願いします。